

令和7年度 保育園・認定こども園・小規模保育園 ご利用案内

もくじ

1	はじめに確認していただきたいこと	2
2	保育園・幼稚園・認定こども園のちがい	3
3	教育・保育給付認定について	4
4	新規入所申込みにおける保育が必要な事由	7
5	入所申込みの手続きについて	8
6	申込みに必要な書類について	9
7	利用者負担額等について	11
8	入所後の手続きについて	16
9	福知山市に住所がある方が、市外の教育・保育施設への入所を希望する場合	17
10	Q & A（よくあるお問い合わせ）	18
11	マイナポータル（オンライン申請）について	20
12	育児休業取得・育児休業給付金について	20

令和7年度の年齢別クラスは次のとおりです。

クラス（実施年齢）	生年月日
0歳児	令和 6 年（2024 年）4 月 2 日～
1歳児	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日～令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
2歳児	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日～令和 5 年（2023 年）4 月 1 日
3歳児	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日～令和 4 年（2022 年）4 月 1 日
4歳児	令和 2 年（2020 年）4 月 2 日～令和 3 年（2021 年）4 月 1 日
5歳児	平成 31 年（2019 年）4 月 2 日～令和 2 年（2020 年）4 月 1 日

【 お問合せ先 】

福知山市子ども政策室 保育園・幼稚園入園係

電 話 : 0773 - 24 - 7083

E-mail : kosodate@city.fukuchiyama.lg.jp

電話受付時間

平日 8:30 から 17:15 まで
ただし、水曜日は 19:00 まで

1 はじめに確認していただきたいこと

1.1 保育園等の見学

保育方針や取組みは施設によって異なります。入所後のミスマッチを防ぐため、原則として、申請の前に利用を希望する施設の見学をお願いしています。これにより、利用が決まった場合に通えるか（条件や送迎が可能か等）を確認してください。見学については、希望する施設へ直接お問い合わせください。

1.2 保育料（利用者負担額）以外の費用、給食等の保護者負担

給食や教材、遠足などの費用として、保育料（利用者負担額）以外の実費負担が発生する場合があります。詳細は、入所を希望する施設へご確認ください。

1.3 慣らし保育について

慣らし保育とは、お子さまが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、入所日（利用開始日）以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さまの年齢や施設によって異なります。事前に希望する施設へご確認ください。

入所日（利用開始日）より前に慣らし保育を行うことはできません。慣らし保育期間中は、通常よりお迎えの時間が早くなりますので、ご家庭やお勤め先等と調整の上、利用開始日をご検討ください。

1.4 特別な支援を必要とするお子さまについて

お子さまに障害や重い食物アレルギーがある場合や、お子さまの心身の状態、発達について特別な支援や配慮が必要な場合、また、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、その内容を「補助票」に記入してください。

なお、療育施設に通所されている場合やご家族の介護・看護をされている場合については、事前にご相談ください。

- ・この「ご利用案内」には保育園等の利用申込み手続きや必要書類等が書かれています。

最後までご一読いただき申込み手続きを行ってください。
また、申込み後も大切に保管してください。

- ・子ども政策室には保育・教育コンシェルジュがいます。
保育園等の入所につきまして保護者の方からの相談対応をさせていただきます。希望される方はご連絡ください。



2 保育園・幼稚園・認定こども園のちがい

保育園 (保育所)	保護者のいずれもが就労や介護、病気などの理由により「保育が必要な事由」に該当し、子どもを保育できない状況にあるとき、保護者に代わって保育を行う施設（小規模保育園含む）。
幼稚園	幼児を教育し、適切な環境の中で、その心身の発達を助長する施設。就労等の「保育が必要な事由」の有無に関わらず利用ができる。
認定こども園	幼稚園と保育園の両方の機能をあわせ持っており、教育及び保育を一体的に行う施設。

本誌では、保育園（保育所）と認定こども園の保育園機能部分をまとめて「保育園等」と記載しています。

保育園・幼稚園・認定こども園 比較表

	保育園（保育所）	幼稚園	認定こども園
所管	こども家庭庁	文部科学省	こども家庭庁
根拠法令	児童福祉法	学校教育法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
利用可能な児童の年齢	0歳～5歳※1	3歳～5歳	0歳～5歳
入所要件	あり	なし	幼稚園部分：なし 保育園部分：あり
保育時間	11時間（標準時間） 8時間（短時間）	4時間程度	幼稚園部分：4時間程度 保育園部分：11時間（標準時間） 8時間（短時間）
利用できる日	月～土曜日	月～金曜日	幼稚園部分：月～金曜日 保育園部分：月～土曜日
休日	日曜日、祝日、 年末年始	土日、祝日、 春夏冬の長期休暇	幼稚園部分：土日、祝日、 春夏冬の長期休暇 保育園部分：日曜日、祝日、 年末年始
保育料	保護者の課税状況や世帯状況により市が決定 ※3～5歳は無償化により0円	無償化により0円	保護者の課税状況や世帯状況により市が決定 ※3～5歳は無償化により0円
給食	あり	施設により異なる	あり
申込先	子ども政策室 各支所	各施設※2	幼稚園部分：各施設※2 保育園部分：子ども政策室 各支所

※1 0歳から2歳児までの子どもを預かる小規模保育園もあります。

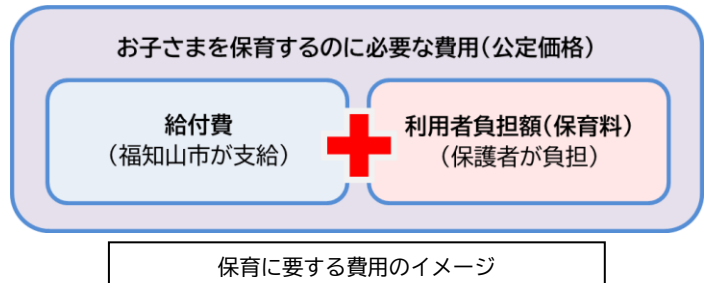
※2 幼稚園及び認定こども園（教育認定（1号認定）分）については、施設に直接申込となります。子ども政策室では受付を行いませんのでご注意ください。

3 教育・保育給付認定について

3.1 教育・保育給付認定とは（1号・2号・3号認定）

保育園等の利用にあたっては、市役所で「子どものための教育・保育給付」の認定（以下、「教育・保育給付認定」といいます）を受ける必要があります。

保育園等を利用する際に必要な費用（公定価格）のうち、保護者が負担する利用者負担額（保育料）を除いた額について、福知山市が給付費を保護者に支給します。（実際には、法定代理受領により、福知山市より保育園等に給付費の支払いを行います。）
給付費の支給を受けるためには、保護者が福知山市から「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。



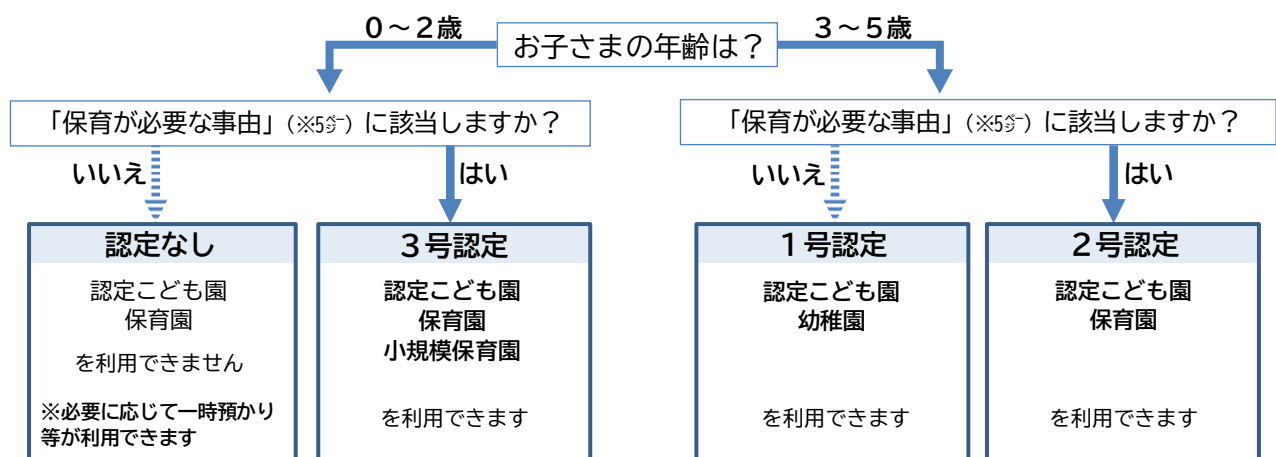
3.1.1 教育・保育給付認定の区分について

教育・保育給付認定には、1号認定・2号認定・3号認定があり、この3つの認定区分によって利用できる施設や時間が変わります。

◆教育・保育給付認定の区分

認定区分		子どもの年齢	利用できる施設	認定要件
1号認定	教育認定	3歳以上	認定こども園 幼稚園	教育を希望する
2号認定	保育認定		保育園 認定こども園	5条の「保育が必要な事由」 に該当し、保育園等での 保育を希望する
3号認定		3歳未満	保育園 認定こども園 小規模保育園	

◆教育・保育給付認定区分フローチャート



※お子さまの年齢は、4月2日時点の満年齢でお考えください。

※教育・保育給付認定の有無に関係なく利用できる認可外保育施設もあります。

3.2 教育・保育給付認定の有効期間

教育・保育給付認定には有効期間があります。

1号認定	小学校就学前まで
2号・3号認定	「保育が必要な事由」の期間

※有効期間を過ぎると認定が失効しますので、保育園等を利用している場合は退所していただくことになります。

※教育・保育給付認定は認定要件または認定区分が変わる度に変更申請が必要です。

◆保育が必要な事由とそれぞれの有効期間

保育が必要な事由	有効期間（保育園等の利用可能期間）	
	教育・保育給付2号認定	教育・保育給付3号認定
就労、疾病・障害、 介護・看護、災害復旧	最長、子どもの小学校就学前まで	3歳の誕生日の前々日まで ※有効期間満了日が近づきましたら 市が2号認定に切り替えますので、 変更申請は不要です。
妊娠・出産	出産予定日の8週間～出産後8週間を経過する日の翌日が属する月末 多胎妊娠の場合は、出産または出産予定日の前14週間、後8週間となります。	
求職活動	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで	
就学	保護者の学校卒業予定日または修了予定日の月末まで	
虐待やDVのおそれがあること	市長が認める期間	
育児休業	育児休業が終了する予定日まで	
その他	市長が認める期間	

※事由変更の手続きを行わず有効期間が終了した後（認定失効後）に保育園等の利用を希望する場合は、再度の申請が必要となることがあります。申請後、入所調整を経てからの再入所となりますので、これまでの保育園等を継続して利用できない場合があります。



3.3 保育必要量（保育園等を利用できる時間）

教育・保育給付2号・3号の認定を行う場合、同時に保育必要量（保育園等を利用できる時間）についても決定します。保育必要量は、保育が必要な事由や就労時間等により決定します。

保育必要量	保育標準時間	保育短時間
利用時間（最大）	11時間／日	8時間／日

※認定を受けた時間帯の中であっても、保育園等を利用できる時間は保育を必要とする時間のみとなります。仕事が早く終わられた日やお休みの日などは早めのお迎えをお願いします。

◆保育必要量の認定例

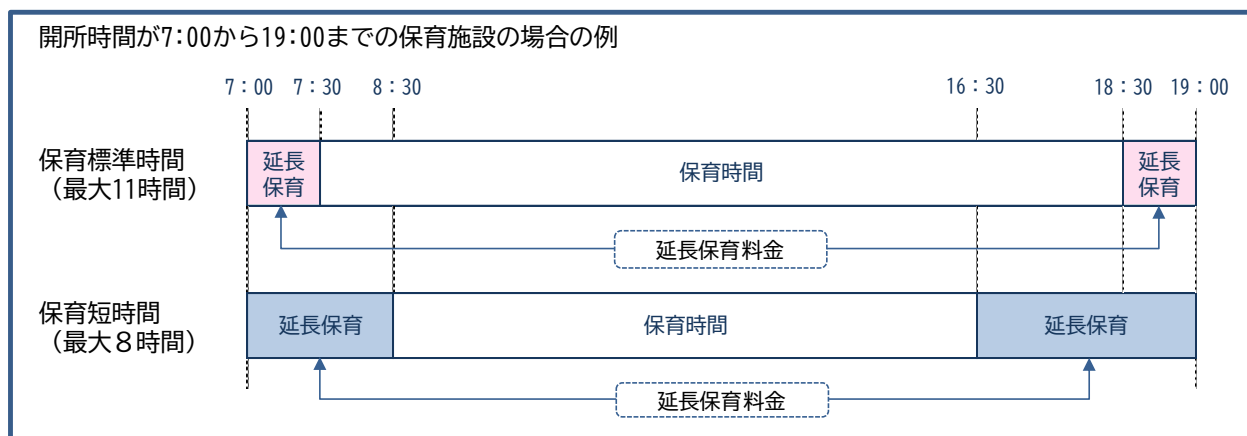
保育が必要な事由	就労	妊娠・出産	疾病・障害	介護・看護	災害復旧	求職活動	就学	育児休業
保育標準時間 (11時間／日)	○	○	○	○	○	—	○	—
保育短時間 (8時間／日)	○	○	○	○	○	○	○	○

※保護者のいずれかの保育必要量が短時間に該当する場合は、保育標準時間認定ができません。

3.4 延長保育

延長保育を実施している保育園等で、保育標準時間及び短時間の時間帯を超えて施設を利用すると、利用者負担額（＝保育料15㌔参照）とは別に延長保育料金がかかります。

◆利用可能な時間帯と延長保育料金（イメージ）※時間帯は施設によって異なります。



※開所時間は、施設によって異なります。（利用可能施設一覧参照）

※延長保育料金や延長保育の利用可能な時間についても、施設によって異なります。

※12月29日から1月3日までの期間、日曜日、祝日は休園日となります。

※気象警報発令時は、重大な災害が起こるおそれがありますので、急な休園やお子さまのお迎えをお願いします。

※お盆と年度始め期間など利用者数が大きく変動する時期に保育園等が独自に開所時間などを変更して保育を行う自由登園期間があります。実施内容は、施設によって異なります。

4 新規入所申込みににおける保育が必要な事由

保育園等の利用を希望される場合は、教育・保育給付2号・3号認定（＝保育の必要性の認定、保育認定）を受けていただく必要があります。

教育・保育給付2号・3号認定を受けられるのは、入所する子どもと同居する20歳から64歳までの方全員が「保育が必要な事由」のいずれかに該当する場合であって、家庭で子どもを保育することが困難な場合です。

保育が必要な事由	給付認定の有効期間
1か月48時間以上働くことが常であるとき	最長、就学前まで
出産の準備や出産後の休養が必要なとき	産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
保護者等の病気・けがや障害のため、子どもの保育を必要とするとき	最長、就学前まで
病人や障害のある家族を常時介護・看護しているとき	最長、就学前まで
自宅等の震災、風水害、火災などの災害の復旧にあたっているとき	最長、就学前まで
仕事を探しているとき（求職活動中）	有効期間の開始日から起算して90日を経過する日の月末まで
大学や職業訓練校などに通学しているとき	保護者の学校卒業予定日または修了予定日の月末まで
虐待や配偶者等からDV（家庭内暴力）のおそれがあるとき	最長、就学前まで
育児休業を終了し、仕事に復帰するとき※1	最長、就学前まで
その他、保育が必要な状態にあると市長が認める場合	最長、就学前まで

※1 育児休業中に入所申請（転園申請含む）される方へ

育児休業中はご家庭で保育ができるため、原則、新規の（転園も含む）入所申込みができません。育児休業中に入所申込みを行う場合は、育児休業から復帰することを前提とした申請となります（保育を必要とする事由は「就労」となります）。

※保育が必要な事由が複数ある方へ

例えば、就労に加えて病気や障害のある家族の支援など、複数の事由がある方は、その旨を申し出いただき、それぞれを証明する書類（10ページをご参照ください）をご提出ください。保育の必要量等を判断する資料とさせていただきます。なお、教育・保育給付認定申請書には、主たる事由一つを記載してください。

4.1 保育の必要性の判断について

上記の保育が必要な事由に加えて、ひとり親家庭や、子どもに障害がある場合、きょうだいと同時在園になる子ども、双子や三つ子の子ども、施設がある地域の子どもや保護者が保育士・幼稚園教諭として働く場合などの世帯の状況についても考慮して、保育の必要性を判断します。

5 入所申込みの手続きについて

2・3号認定のお申込み（保育園、認定こども園、小規模保育園）

1 市に直接認定を申請します。

※「3利用希望の申込みも同時にできます。」

2 「保育の必要性」が認められる場合、市から「教育・保育給付認定通知書」が交付されます。

3 市に保育園等の利用希望の申込みをします(希望する施設名などを記載)。

4 申請者の希望、保育園等の状況に応じ、保育の必要性の程度を踏まえ、市が利用調整をします。

5 希望する保育園等の利用が内定した場合、市から内定通知書が交付されます。

-1

※決定ではありません。施設の状況の変化や認定内容の変更などにより、内定が取消となる場合もあります。

6 最終的に決定となった場合には、市から「保育利用承諾通知書」が交付されます。【決定】その後、利用者負担額（保育料）の決定通知を送付します。

申込締切日までに、教育・保育給付認定と保育園等利用の申請を行います。
必要書類などは以下のページを確認してください。

(4ページ) 3 教育・保育給付認定について
(9ページ) 6 申込みに必要な書類について

「保育所等入所内定通知書」または「保育利用保留通知書」送付時に同封します。希望の方には、併せて認定証を送付します。

5-2 希望する保育園等の利用が決まらなかった場合【保留】

- ☑ 利用調整の結果、残念ながらご希望の保育園等の利用が決まらなかった場合には、市から「保育利用保留通知書」が交付されます。
- ☑ 保留となった場合は、ご希望の保育園等のキャンセル待ちとなり、翌月以降も利用調整の対象となります。（令和8年3月まで）。

※キャンセル待ちについては、利用が決まった場合のみ市から連絡をさせていただきます。年度を通してご案内ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、令和8年4月以降も保育園等の利用を希望される場合は、改めて申請が必要となります。



- ☑ 利用申請の必要がなくなった場合は、必ず利用申請の取下げを行ってください。
- ☑ 申請中に、家庭状況や就労状況、希望する保育園等の変更があった場合は、必ず子ども政策室に必要な書類を提出してください。

6 申込みに必要な書類について

6.1 必要な書類

次の書類を子ども政策室（ハピネスふくちやま 1 階）または各支所へ提出してください。

これらの書類は、教育・保育給付認定の判断および利用調整、利用者負担額（保育料）の算定及び副食費の免除判定を行うための重要な資料です。書類の不足や内容の不備がないか、提出前によく確認してください。

書類の様式は、福知山市ホームページからもダウンロードできます。

◆申込書類一式

- ☐ 教育・保育給付認定（変更）申請書
- ☐ 保育所等入所申込書
- ☐ 保育所等入所申込書補助票
- ☐ 保育所等申込チェックシート
- ☐ 個人番号（マイナンバー）申告書
- ☐ 入所申込みをされる児童及び保護者のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカードなど）
- ☐ 保育が必要な事由を証明する書類（詳しくは 10 頁参照）
- ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証など）
- ☐ 委任状（※申請書の申請・届出者以外の方が窓口へ提出される場合）

申請書・申込書・補助票について

- 署名でなく、記名（印刷・コピー・スタンプ）であっても、押印は不要です。
- 記入した内容を訂正する場合は、二重線を引いた上で、近くの余白へ書き直してください。訂正印は不要です。ただし、訂正箇所の塗りつぶしや白塗りなどはしないでください（無効な書類となります）。
- 修正液・修正テープによる修正はしないでください（無効な書類となります）。
- 鉛筆や消えるペンで記入された書類も、無効となります。



6.2 保育が必要な事由を証明する書類

保育が必要な事由によって、添付書類が異なります。

2人以上の児童を同時に申込む場合の添付書類は1人目に原本、2人目以降はコピーを添付してください。

証明内容に虚偽、不正があった場合は、認定および入所承諾は取り消しとなります。

◆保育が必要な事由を証明する書類

「入所する子どもと同居する20歳から64歳までの方」全員分の各々の事由に必要な書類を提出してください。

保護者の状況		必要書類	欄	
			父	母
就労	雇用されている方	就労証明書 ※月48時間以上の勤務が常態であることが必要 ※有期雇用の場合、就労証明書の「(雇用契約の)満了後の更新の有無」にチェックがないものは雇用期間満了日までの保育認定期間になります。		
	自営業の方 ・個人事業主 (フリーランス) ・専従者 ・法人経営者 ・親族経営の会社等で勤務している者など	就労証明書 ※月48時間以上の勤務が常態であることが必要 資格を示す書類 (開業届、履歴事項全部証明書、営業許可書等の写し) 仕事の実績がわかる書類 ※源泉徴収票、就労者の確定申告書一式(控え)、起業直後でいずれも提出ができない場合には、直近2か月の売り上げがわかる書類、給与明細等		
	内職・受託業務	就労証明書・契約書		
	就労内定者	就労証明書 ※就労開始後に1か月以上の実績がわかる書類を要提出		
	求職活動	求職活動申告書 求職活動の状況がわかる書類の写し ※ハローワークカード、派遣登録証など		
	妊娠・出産	母子健康手帳の写し ※表紙と出産予定日のページ		
疾病・負傷・心身障害		診断書 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し		
同居親族の介護・看護		診断書 介護等状況申告書(市様式) 介護・看護が必要な状況がわかる書類(ケアプラン等) ※介護認定を受けている場合は、介護保険被保険者証の写し、ケアプラン(介護サービス計画書)の写し、身体障害者手帳の写し等		
就学		在学証明書 時間割表(カリキュラム表) 学校のパンフレット等		
災害復旧		り災証明書の写し		

生まれる前のお子さまのお申込みについて

就労復帰される場合に限り、生まれてくる前のお子さまの入所申込ができます。
この場合、提出いただく「就労証明書」には、就労復帰日の記載が必要です。

また、次年度入所の一斉申込み期間のみの受付となり、年度途中ではお申込みいただけませんのでご注意ください。

7 利用者負担額等について

7.1 利用者負担額（保育料）について

3歳以上（3～5歳児クラス）の子どもを利用者負担額（保育料）は幼児教育・保育の無償化により0円です。

3歳未満（0～2歳児クラス）の子どもを利用者負担額（保育料）は、原則保護者^{※1}の市民税所得割額^{※2}の合計により決定します。また、0～2歳児クラスの子どものうち、市民税非課税世帯の子どもの保育料は無償となります。（利用者負担額については、15ページの表を参照ください。）

利用者負担額の切り替え時期は毎年9月です。このため、9月以降の利用者負担額（保育料）が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

8月分までと9月分以降で、算定の基礎となる税額の年度が替わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税所得割額から算定						当年度の市民税所得割額から算定					

※1 保護者は原則同一世帯の父母としますが、児童（保護者含む）が保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者（祖父、祖母等））に扶養されていると認められるときは、その扶養義務者を含む場合があります。

※2 税額については、住宅取得控除、配当控除、寄附金控除等の税額控除適用前の額です。

7.1.1 利用者負担額（保育料）における軽減制度

① 国の多子軽減制度

就学前のきょうだいの中で第1子＝全額、第2子＝半額、第3子＝無償となります。

※ただし、市民税所得割世帯合算額 57,700 円未満の世帯については、上記のきょうだい判定が「就学前のきょうだい」から「年齢にかかわらず扶養している子ども全員」が対象となります。

※きょうだいが別世帯にいる場合など、福知山市で同一世帯と確認できないことがありますので、その場合はお申し出ください。

② 京都府第3子以降無償化制度

世帯の市民税所得割額が 169,000 円未満の場合、世帯の 18歳未満のきょうだいの中で第3子以降の児童について、利用者負担額（保育料）が無償となります。

※ただし、きょうだいが別世帯にいる場合など、福知山市で同一世帯と確認できないことがありますので、その場合はお申し出ください。

7.1.2 徴収・支払方法について

徴収方法は入所される施設によって異なります。

●福知山市内の公私立保育園、公立認定こども園の場合

福知山市から毎月請求を行います。

- ・支払方法は納付書と口座振替があります。

納付書・・・手続き不要

口座振替・・・登録手続きをとられた方のみ利用可能

登録可能な金融機関

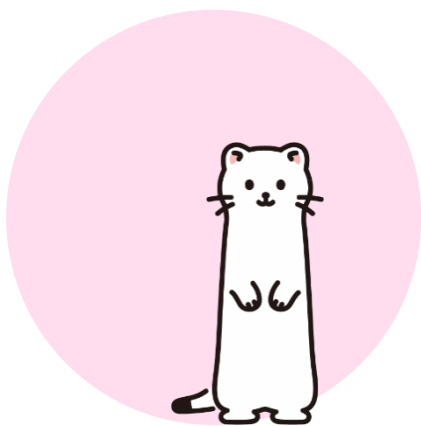
ゆうちょ銀行、京都銀行、京都北都信用金庫、京都丹の国農業協同組合、福知山市内の中兵庫信用金庫、福知山市内の京都農業協同組合、近畿労働金庫福知山支店、関西みらい銀行、但馬銀行福知山支店、但馬信用金庫福知山支店

登録方法

- ①福知山市子ども政策室または各支所窓口でお手続き（但馬銀行及び但馬信用金庫除く）
引き落としを希望される口座のキャッシュカードと暗証番号が必要です。
※ファミリーカードではお手続きが出来ません。
- ②上記金融機関窓口で直接お手続き（関西みらい銀行除く）※通帳と届出印が必要です
金融機関に備え付けの口座振替依頼書にご記入のうえ、依頼書を窓口に提出してください。

●私立認定こども園、小規模保育園の場合

各施設から毎月請求を行います。支払方法などは各施設にお問い合わせください。



7.2 給食副食費について

保育園等を利用する3～5歳児クラスのお子さまは、幼児教育・保育の無償化により保育料が0円となりますが、給食副食費（おかず、おやつ代）については、無償化の対象とならないため、納付していただく必要があります。

保育園等を利用する0～2歳児クラスのお子さまについては、利用者負担額（保育料）に給食副食費が含まれていますので、別途納付いただく必要はありません。

7.2.1 徴収・支払方法について

徴収方法は入所される施設によって異なります。

●福知山市内の公立保育園、公立認定こども園の場合

福知山市から毎月請求を行います。

- ・支払方法は納付書と口座振替があります。

納付書・・・手続き不要

口座振替・・・登録手続きをとられた方のみ利用可能

登録可能な金融機関

ゆうちょ銀行、京都銀行、京都北都信用金庫、京都丹の国農業協同組合、福知山市内の中兵庫信用金庫、福知山市内の京都農業協同組合、近畿労働金庫福知山支店、関西みらい銀行、但馬銀行福知山支店、但馬信用金庫福知山支店

登録方法

- ①福知山市子ども政策室または各支所窓口でお手続き（但馬銀行及び但馬信用金庫除く）

引き落としを希望される口座のキャッシュカードと暗証番号が必要です。

※ファミリーカードではお手続きが出来ません。

- ②上記金融機関窓口で直接お手続き（関西みらい銀行除く）※通帳と届出印が必要です

金融機関に備え付けの口座振替依頼書にご記入のうえ、依頼書を窓口に提出してください。

●私立保育園、認定こども園及び小規模保育園の場合

施設から毎月請求を行います。支払方法などは各施設にお問い合わせください。

7.2.2 給食副食費の徴収免除

市民税所得割世帯合算額 57,700 円未満の世帯の子ども、就学前のきょうだいの中で第3子以降の子ども、市民税所得割世帯合算額 169,000 円未満の世帯であって18歳未満の中で第3子以降の子どもについては、給食副食費の徴収が免除となります。

※対象となる方については、福知山市より別途通知を行いますので、ご確認ください。

7.3 その他軽減制度（利用者負担額（保育料）、給食副食費共通）

世帯の市民税所得割額が 77,101 円未満の場合、以下に該当される方は申請により利用者負担額（保育料）の軽減又は給食副食費の免除措置を受けることができます。

上記の市民税所得割額未満の世帯へは、利用者負担額決定通知の送付時に申請書を同封します。
詳細については、子ども政策室 保育園・幼稚園入園係までお問い合わせください。

※軽減制度の適用を受けるためには、毎年申請が必要となります。

- ・ 母子・父子家庭の世帯
- ・ 障害児（者）がいる世帯
- ・ 障害基礎年金の受給者がいる世帯

市民税所得割世帯合算額 77,101 円未満の場合、

- ・ 利用者負担額（保育料）、給食副食費ともにきょうだい判定が「就学前のきょうだい」から「年齢にかかわらず扶養している子ども全員」となります。
- ・ 利用者負担額(保育料)のみ第1子=4,500 円、第2子以降=無償となります。

— MEMO —

7.4 福知山市 利用者負担額（保育料）一覧

各月初日において保育を受ける子どもの 属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額） ＜2歳児クラス以下＞		利用者負担額（月額） ＜3歳児クラス以上＞
階層 区分	定義		保育標準時間	保育短時間	教育標準時間 保育標準時間 保育短時間
A	生活保護世帯等		0 円	0 円	※ただし、給食費（主食費及び副食費）、教材費、行事費、通園バス代などはご負担いただきます。 幼児教育・保育の無償化により0円
B	市町村民税非課税世帯		0 円	0 円	
C1	市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税世帯		9,800 円	9,700 円	
C2	市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当する世帯	16,200 円未満	10,700 円	10,600 円	
C3		16,200 円以上 32,400 円未満	11,700 円	11,600 円	
C4		32,400 円以上 48,600 円未満	12,700 円	12,500 円	
C5		48,600 円以上 53,900 円未満	15,000 円	14,800 円	
C6		53,900 円以上 59,200 円未満	16,500 円	16,300 円	
C7		59,200 円以上 64,500 円未満	18,000 円	17,700 円	
C8		64,500 円以上 69,800 円未満	21,000 円	20,700 円	
C9		69,800 円以上 75,100 円未満	22,500 円	22,200 円	
C10		75,100 円以上 80,400 円未満	24,000 円	23,600 円	
C11		80,400 円以上 85,700 円未満	25,500 円	25,100 円	
C12		85,700 円以上 91,000 円未満	27,000 円	26,600 円	
C13		91,000 円以上 97,000 円未満	28,500 円	28,100 円	
C14		97,000 円以上 111,400 円未満	31,200 円	30,700 円	
C15		111,400 円以上 125,800 円未満	33,400 円	32,900 円	
C16		125,800 円以上 140,200 円未満	35,600 円	35,000 円	
C17		140,200 円以上 154,600 円未満	37,800 円	37,200 円	
C18		154,600 円以上 169,000 円未満	40,100 円	39,500 円	
C19		169,000 円以上 235,000 円未満	42,700 円	42,000 円	
C20		235,000 円以上 301,000 円未満	48,800 円	48,000 円	
C21		301,000 円以上 349,000 円未満	56,000 円	55,100 円	
C22		349,000 円以上 397,000 円未満	64,000 円	63,000 円	
C23		397,000 円以上	72,800 円	71,600 円	

注1 税額については、住宅取得控除、配当控除、寄附金控除（ふるさと納税等）等の税額控除適用前の額です。

注2 児童の年齢については、当該年度の4月1日の満年齢で判定します。

注3 世帯の階層区分は、入所児童の保護者（父・母）の課税額により決定しますが、児童（保護者含む）が保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者（祖父・祖母等））に扶養されていると認められるときは、その扶養義務者を含めた課税額で決定することとなります。

8 入所後の手続きについて

8.1 このようなときは必ず申請してください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他生活の状況に変更があった際には、下の表に定める書類を提出し、教育・保育給付認定保護者が申請・届出を行ってください。

- ・提出先：子ども政策室または各支所窓口
 - ・申請締切：教育・保育給付認定等の変更を必要とする開始日の前日まで
- ※書類に不備があった場合は受付ができないため、お早めにお手続きください。

主な変更の内容	提出書類	
	認定変更申請書	その他必要な書類
福知山市外に転居する ※転居後も福知山市内の保育園等の利用を希望される場合は、転居先の自治体にご相談ください。	—	保育所退所兼辞退届（教育・保育給付認定取下届）
福知山市内で転居した、児童の氏名が変わった	—	教育・保育給付認定変更届出書
世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居 家族の増減、単身赴任等）	○	増員の場合は、増員の方の保育を必要とする事由の証明書等
仕事をやめた（求職中になった）	○	求職活動申出書
就労状況が変わった（勤務時間や勤務先、仕事を始めた、仕事が変わった、雇用期間を更新した等）	○	就労証明書
保育標準時間、保育短時間を変更したい	○	就労証明書等
産前産後休業を取得する（妊娠・出産要件での認定期間）	○	母子健康手帳のコピー 表紙と分娩（出産）予定日が確認できるページ
育児休業が終了し仕事に復帰する	○	就労証明書等 （復帰日の記載があるもの）
育児休業を取得した場合に、すでに保育園等を利用しているお子さまの利用を継続したい	○	育児休業証明書 又は 就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）
入所希望・保留希望を取り下げたい	—	保育所退所兼辞退届（教育・保育給付認定取下届）
保育園等の利用をやめる（退園したい）	—	保育所退所兼辞退届（教育・保育給付認定取下届）
給付認定の必要がなくなった、利用申請の必要がなくなった（申請をやめたい）	—	保育所退所兼辞退届（教育・保育給付認定取下届）
転園したい	—	新規に申請される方と同様です。
その他家庭の状況に変化があった	○	変更内容が分かる資料

9 福知山市に住所がある方が、市外の教育・保育施設への入所を希望する場合

○市外の幼稚園・認定こども園（1号認定）の利用を希望する場合

- ・直接希望施設へお申込みください。
- ・内定後、教育・保育給付認定の申請が必要です。
- ・1号認定申請後、福知山市から教育・保育給付認定通知を送付します。

※ただし、保育料や預かり保育利用料の無償化に係る還付請求などは別途手続きが必要となります。

○市外の保育園・認定こども園（2・3号認定）の利用を希望する場合

- ・保護者があらかじめ希望施設がある市町村へ、申込み受付の可否や受付締切日、申込みに必要な書類等の確認を行ってください。
- ・市外の保育園等への入所申込みをされる場合、福知山市内の保育園等を同時に申込みことはできません。

※申込み手続きをしていただいた場合でも、希望施設のある市町村の住民の方優先の入所調整となりますことをご承知おきください。

	1号認定	2・3号認定
申込受付期間	施設により異なります。 希望施設にご確認ください。	市区町村により異なります。 該当市区町村の締切日の1週間前までに福知山市へお申込みください。
受付場所	希望施設へお申込みください。 ※利用申込みに必要な書類は各施設にお問い合わせください。	子ども政策室（ハピネスふくちやま1階）へご提出ください。 市役所各支所窓口でも受付可能です。 ※利用申込みに必要な書類は福知山市の様式を使用してください。
利用までの流れ	①希望施設へ申込み ②入所が内定されたら、「内定通知」の写しを持参のうえ、福知山市子ども政策室にて教育・保育給付認定の申請を行ってください。 ③福知山市から教育・保育給付認定通知を保護者の方へ送付します。	①上記受付場所での申込み ②審査を実施し、「保育を必要とする事由」に該当しないなど、認定を受けられない場合は個別に通知します。 ③入所に係る利用調整を <u>希望施設がある市区町村</u> が行います。調整の結果は、福知山市から保護者の方へ通知します。 ④福知山市から教育・保育給付認定通知を保護者の方へ送付します。

10 Q & A（よくあるお問い合わせ）

Q1. 私立と公立ではどんな違いがありますか？

福知山市より請求する各月の保育料は同じ基準となりますが、その他の必要な費用（雑費・延長保育料金など）は、施設によって異なります。また、立地環境としては、私立保育園等は比較的まちの中心部に集まっているのに対し、公立保育園・認定こども園は周辺部に位置しているという特徴があります。

Q2. 今は無職でこれから仕事を探したいのですが、保育園等の申込みはできますか？

申込み可能です。ただし、入所されてから90日に当たる月の末日までに就労していただくことが条件となります。そのため、期日を過ぎても就労されない場合は、保育園等の利用ができなくなることがあります。就労となった場合は、「就労証明書」と「教育・保育給付認定変更申請書」を子ども政策室まで提出してください。

Q3. 祖父や祖母と同居していますが、保育園等の申込みはできますか？

児童と同居する 20 歳から 64 歳までの方全員が、保育が必要な事由(7 ㉟参照)のいずれかに該当し保育の必要性の認定を受けた場合は申込みできます。

Q4. 育児休業からの復帰にあわせて保育園等への入所を考えているのですが、その場合、入所はいつから可能ですか？

育児休業からの復帰の場合、児童の慣らし保育の期間も配慮し、復帰予定日の 2～4 週間前を入所希望日としています。ただし、福知山市で設けている入所日は毎月 1 日または 16 日となっていますので、例えば 10 月 1 日からの復帰であれば 9 月 1 日か 9 月 16 日となります。

慣らし保育の期間はお子さまの年齢や施設ごとに異なるため、入所を希望する施設にお尋ねの上、申込みください。

Q5. 一斉入所申込み期間ではまだ子どもが産まれていないのですが、来年度職場復帰に向けて入所申込み手続きを行うことは可能ですか？

申込み可能です。出生予定日を確認できる書面(母子手帳の写し及び復帰先での就労証明等)を申請書に添付して申込んでください。なお、出産予定日からおよそ6か月後の最初に迎える月の1日以降での入所から申込みしていただけますが、受入可能な月齢は施設によって異なるため、あらかじめ入所を希望する施設にお尋ねの上、申込みください。

※未出生のお子さまの入所申込みは、一斉申込み期間のみ可能です。一斉申込み期間を過ぎると出生後でなければ入所申込みはできませんので、ご注意ください。

Q6. 入所申込で希望した保育園等のうち、必ずどこかの園に入所できますか？

保育園等入所の選考については、希望順位ごとに調整をさせていただきます。しかし、入所を希望される方は増加する傾向にあり、希望された施設に入れない場合もあります。また、選考にあたっては、家庭の状況などを考慮し、より保育の必要性が高い方から入所を決定していきますが、入所可能人数以上に申込みがあった場合など保育の必要性が高い方でも入所できないこともあります。ご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q7. 当初、求職活動要件で入所したのですが、仕事が決まりました。申請事由が変わる場合には手続きが必要ですか？

教育・保育給付認定の申請事由に変更が生じた場合、また利用区分(保育時間)を変更する場合には変更申請が必要です。指定の用紙に必要事項を記入の上、必要書類(16 ㉟参照)を添付し、子ども政策室へ提出してください。今回の場合は、「求職活動」から「就労」への変更申請が必要となります。

なお、教育・保育給付認定通知の記載事項(氏名等)に変更が生じた場合も、新たな教育・保育給付認定通知を交付しますので、変更申請・届出が必要となります。

Q8. 母親の出産を理由に保育園等に入所しました。産前産後の期間が終わっても、引き続き入所できますか？

母親の出産を理由に保育園等に入所した場合、認定期間が終わると原則退所となります。

ただし、産前産後休業終了後、直ちに就労復帰する場合や、保護者の疾病・障害などにより継続して保育が必要な場合は、教育・保育給付認定の変更申請をすることで引き続き入所することが可能です。

※産前産後休業終了後、育児休業を取得する場合は退所となりますので、就労復帰の際に改めて入所申込みをしてください。

Q9. 福知山市以外の保育園や認定こども園に入所できますか？

福知山市以外に所在する施設への入所は可能です。17 ㉞「9. 福知山市に住所がある方が、市外の教育・保育施設への入所を希望する場合」をご覧ください。

Q10. 子どもが病気の時にも保育園等は利用できますか？

体調などを考慮し、自宅での保育・療養をお願いしています。また、お子様が発熱された場合などはすぐにお迎えに来ていただくようお願いしています。ご協力をお願いします。

福知山市では、病児保育サービスを実施しています。ご利用の際は、事前申込みが必要となりますので、詳細は市ホームページでご確認いただくか、子ども政策室までお問い合わせください。

Q11. 現在きょうだいで同じ保育園に通わせていますが、上の子が3歳クラスになって無償化の対象になると、下の子の保育料はどうなりますか？第1子としての保育料となりますか？

上の子が無償化の対象となっても、きょうだいの判定は変わりません。原則、未就学児の中で何番目かにより保育料を算定しています。詳細は11 ㉞「7. 利用者負担額等について」をご覧ください。

Q12. 認定こども園を1号認定で利用し、預かり保育を利用しています。利用料が無償になるにはどのような手続きが必要ですか？

1号認定で、保護者が就労などの保育が必要な事由により預かり保育を利用する場合、原則利用開始月の前月15日までに、子ども政策室の窓口へ手続きが必要です。手続きには、保育が必要な事由を証明する書類(10 ㉞参照)が必要です。詳細につきましては、各認定こども園か子ども政策室までお問い合わせください。

Q13. 保育園等をお休みした場合、利用者負担額(保育料)は日割計算されますか？

利用者負担額(保育料)は在園(在籍)している期間についてご負担いただくことになっております。そのため、お休みなどで日割計算はされません。ただし、入所児童の疾病等のため、連続して16日以上欠席した場合は、利用者負担額(保育料)が半額となる減免措置があります。(別途申請が必要です。)

Q14. 育児休業を取得中に就労復帰で保育園等へ入所申込みを行い入所が決定しました。その後、育児休業を延長することはできますか？

就労復帰に合わせて保育園等へ入所申込みをされ入所が決定した後に、育児休業を短縮または延長される場合、入所日も変更となります。そのため、再度申請書類をご提出いただき、施設と入所の可否について再調整を行うこととなります。再調整の結果、入所いただけない場合がありますのでご了承ください。

※育児休業を延長して、就労復帰が入所決定している年度の翌年度となる場合は、再調整の対象となりますので、改めて次年度の一斉申込期間に入所申込みをしてください。

就労復帰で入所申込みをされる場合は、事前にお勤め先と復帰時期や復帰される際の条件(時短勤務など)について、ご相談いただいたうえで申込みをお願いします。

※その他ご不明な点がございましたら、子ども政策室 保育園・幼稚園入園係までお問い合わせください。

11 マイナポータル（オンライン申請）について

保育園等への新規入所申込みや認定変更については、オンラインでの申請も可能です。

・教育・保育給付認定(変更)申請



・保育施設への入所申込



(参考) マイナポータル URL

https://myna.go.jp/SCK1501_02_001/SCK1501_02_001_Init.form

12 育児休業取得・育児休業給付金について

令和7年4月から育児休業給付金の支給期間延長手続きの際は保育所等の利用申込書の写しが必要となります。保育所等の利用申込みを行う際は、必ず申込書の写しをとって保管しておいてください。

育児休業および給付金の延長を目的として、保育所等の利用の意思がないにもかかわらず入所を申し込むことは、制度主旨に沿わない行為とされています。制度を適切に運用するため、令和7年4月以後の延長の際は、速やかな職場復帰のために保育所等の申し込みをしていることをハローワークで確認されます。詳しくは、厚生労働省ホームページまたはハローワークにお問合せください。

本市でも、令和7年度以後の入所申込について、保留通知を目的とした申込は受けられません。また、入所決定を通知した後、正当な理由なく入所を辞退した場合、次回申込時の入所調整において、優先度が下がります。

